

上越市議会傍聴時乳幼児 一時預かり事業利用助成金

上越市議会では、子育て中の方も気軽に議会の傍聴にお越しいただけるよう、上越市の各種「一時預かり事業」（託児サービス）を利用して議会の傍聴をする方に対し、一時預かり事業の利用料金を助成します。

★助成対象となる子ども

- ・ 小学校就学前の子ども

★助成対象者

- ・ 市内在住の人
（性別や年齢、子どもとの続柄による制限なし）



★助成金額（上限）

- 一時預かり事業を利用する助成対象の子ども 1 人につき 1 日当たり、
- ・ 3 歳未満児：700 円
- ・ 3 歳以上児：500 円

★助成対象となる上越市の一時預かり事業

- ・ ファミリーヘルプ保育園
- ・ 保育園での一時預かり
- ・ オーレンプラザこどもセンター 一時預かり室
- ・ ファミリーサポートセンター

利用方法や助成対象施設等の詳細は、下のQRコードから「じょうえつ子育て info ハンドブック」14～16 ページをご覧ください。



申請方法

- ① 通常の利用と同様に各施設に申し込み、一時預かり事業を利用する。
- ② 議会傍聴に来所した際に、この助成金を申請する予定である旨及び氏名、住所等を傍聴の受付で申し出る。
- ③ 傍聴後、一時預かり施設にて、利用料金を通常どおり支払い、裏面の助成金申請書の所定の欄に利用日時及び支払額の証明を受ける。
- ④ 翌月までに助成金申請書を議会事務局に提出する。（郵送、FAX可）

【助成金に関するお問合せ・申請はこちらへ】

上越市議会事務局

〒943-8601 上越市木田 1-1-3

TEL/025-520-5805 FAX/025-526-7575

E-mail/gikai@city.joetsu.^{エル}g.jp

第1号様式（第7条関係）

上越市議会傍聴時乳幼児一時預かり事業利用助成金交付申請書

令和 年 月 日

（宛先）上越市長

次のとおり上越市議会傍聴時乳幼児一時預かり事業利用助成金の交付を申請します。

なお、一時預かり事業の利用状況及び利用料金納付状況が以下の証明欄で確認できない場合は、議会事務局が一時預かり事業の施設等に対し確認することを承諾します。

申請者	氏名	※署名又は記名押印			
	住所	〒 電話番号			
議会傍聴をした日		令和 年 月 日			
当該日における一時預かり事業の利用時間		時 分～ 時 分			
一時預かり事業を利用した乳幼児		氏名		生年月日	年 月 日
一時預かり事業の種類		<input type="checkbox"/> 上越市ファミリーヘルプ保育園における保育事業 <input type="checkbox"/> 保育園における一時預かり事業（ 保育園） <input type="checkbox"/> オーレンプラザこどもセンターにおける一時預かり事業 <input type="checkbox"/> 上越市ファミリーサポートセンター事業			
利用料金の納付額（当該日分）		円			
証明欄		一時預かり事業の利用状況及び利用料金納付状況が上記に相違ないことを証明します。			
※一時預かり事業の施設等の証明を受けてください。		所在地 施設等の名称 代表者氏名 ㊟			
交付申請額		円			
振込先	金融機関名				
	支店名				
	口座種別	普通 当座			
	口座番号				
	フリガナ				
	口座名義人				